

市公式SNSやシティプロモーションの事業などで、市の魅力や幸せ情報を一緒に発信していく人を募集します。

### 幸手市PRサポーターを募集

市の魅力を効果的に発信し、地域のイメージや認知度を高め、愛着と誇り、そして地域への参画の意欲を持った人たちを増やす事を目的とし、魅力の創造、発信につなげるシティプロモーションを推進します。



問合せ シティプロモーション課  
☎(43)1111 内線 682・FAX(43)1122

#### ▼活動内容

市内の取材および市公式フェイスブックへの投稿、意見交換会への参加など

▼活動日 月2日〜3日程度 ※無償でのボランティアとなります。

▼応募資格 市内在住または在勤・在学の高校生以上で、幸手市のことが好きな人

▼任期 PRサポーターとして登録された日から、令和3年3月31日まで

▼募集期間 5月8日(水)〜31日(金) 申込み シティプロモーション課および市内各公共施設に設置の申込用紙、または市ホームページからダウンロードし、FAX、電子メール(citypromo@city.sate.lg.jp)にシティプロモーション課へ

※高校生が申込み際には、同意書欄に保護者の署名が必要です。

▼募集人数 10人(応募多数時は抽選)

※PRサポーター登録後、市公式フェイスブック投稿のための講習会があります。

市では、ふるさと納税制度によりご寄附をいただいた人に対して、お礼品として幸手産米こしひかりをお贈りしていましたが、更なる地元特産品などのPRおよび市内産業の振興、地域の活性化に繋げるため、お礼品を増やすことといたしました。

### ふるさと納税返礼品の事業者向け説明会を開催

成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものではないこと

⑤行政機関から行政指導を受けていない、または改善をした法人などであること ※詳細は、市ホームページをご覧ください。

説明内容 市のふるさと納税の説明や協力事業者登録手続きについて

申込み 事業者名、住所、電話番号、担当者氏名をメール、FAX、電話のいずれかで ※当日参加可(会場にて受付) 申込期限 5月30日(木)午後5時まで

協力事業者のメリット

①返礼品が、ふるさと納税ポータルサイトに掲載され、全国に向けて商品やサービスがPRできます。

②ふるさと納税の寄附者に贈呈する返礼品での販路拡大が期待できます。

③宣伝広告費などの追加負担がないほか、返礼品の代金および送料は、市が委託する業者を通じてお支払いします。

## 後期高齢者医療制度からのお知らせ

※75歳(寝たきりなどの場合は65歳)以上の方が対象です。

### 健康診査を実施

後期高齢者医療被保険者を対象に健康診査を行います。健康維持のために健診を受けましょう。 ※受診日に後期高齢者医療制度に加入している人が対象となります。

健診方法	個別健診	集団健診
実施場所	指定医療機関 (案内はがきに記載)	ウェルス幸手・西公民館
実施期間	6月~令和2年2月	7月2日(火)~12日(金) 9月26日(木)~10月4日(金) 午前7時30分~11時20分
受診方法	①案内はがきが郵送される(5月下旬発送) ②医療機関に予約 ③医療機関で受診	①案内はがきが郵送される(5月下旬発送) ②健康増進課に予約(予約開始日などの詳細は案内はがきに記載) ③ウェルス幸手・西公民館で受診
費用	無料(同一年度内に個別または集団健診いずれか1回限り)	
健診内容	・血中脂質検査・貧血検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査・心電図検査など	

### 保養施設宿泊費を助成

後期高齢者医療被保険者が、保養施設に宿泊する際の宿泊費の一部を助成しています。  
対象 後期高齢者医療の被保険者で、納期到来分の保険料を完納している人  
助成額 1泊につき2,000円(年度内2泊まで)  
※年度途中で後期高齢者医療被保険者になった人で、同一年度内に国民健康保険制度の同助成を受けた人は、通算で2泊までとなります。  
※宿泊日の7日前までにお申し込みをしてください。



保養施設 一覧は、保険年金課窓口で配布および、市ホームページに掲載しています。  
問合せ 保険年金課☎(43)1111 内線 147・FAX(43)1125

### 国民健康保険の手続きをお忘れなく

問合せ 保険年金課☎(43)1111 内線 143、144・FAX(43)1125

#### ▼国民健康保険の簡易申告 6月7日(金)まで

一定の所得以下の世帯は、国民健康保険税の軽減を受けることができます。軽減の判定は、世帯主(本人が国民健康保険に加入していない場合も含む)と国民健康保険加入者全員の所得状況により行いますので、4月1日現在で16歳以上(扶養控除になつていない人も含む)の全員の申告が必要です。

世帯主が確定申告や住民税申告をしている場合でも、16歳以上の加入者に未申告者がいると、軽減は適用できませんので、期限までに簡易申告(国民健康保険税用の申告)を行ってください。

※平成30年度に軽減が適用された世帯で、かつ、世帯主と国民健康保険加入者全員の所得状況が確認できない世帯には、5月下旬に簡易申告書を郵送します。

#### ▼国民健康保険の加入・脱退手続きはお済みですか?

私たちの国では、すべての人がいずれかの健康保険制度に加入しなければなりません(国民皆保険制度)。市が運営している国民健康保険に加入・脱退をするためには、ご自分で手続きをする必要があります。加入の手続きが遅れた場合は、会社の健康保険を脱退した日まで遡って加入し、国民健康保険税を納めていただくこととなります。

また、脱退の手続きが遅れた場合は、健康保険に二重加入の状態となってしまいます。国民健康保険の被保険者証で医療機関を受診してしまつた場合には、医療費を返還していただくこととなりますので、忘れずに加入・脱退手続きをしてください。 ※国民健康保険の加入・脱退手続きの詳細については、お問い合わせください。

